



2026年6月12日

各 位

会社名 S A A F ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸  
(コード：1447、東証グロース)  
問合せ 上席執行役員経営管理本部長 宗 宮 伸 英  
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に対する  
保全異議の申立ての結果に関するお知らせ

2026年6月2日付適時開示「(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、東京地方裁判所は、2026年6月2日、当社取締役である左奈田直幸を申立人、当社および前氏提案取締役候補者(注)を債務者とする、前氏提案取締役候補者が当社の取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分の申立てを相当と認め、前氏提案取締役候補者が当社の「取締役および代表取締役の地位にないことを仮に定める」との内容の決定(以下「本仮処分決定」といいます。)をいたしました。その後、前氏提案取締役候補者は、2026年6月3日に、本仮処分決定に対する保全異議の申立てを行い、東京地方裁判所は、2026年6月10日に、当該保全異議の申立てを認めず、本仮処分決定を認可する旨の決定(以下「本決定」といいます。)をいたしましたので、お知らせいたします。

(注) 前氏提案取締役候補者とは、2026年5月12日に開催された、当社の株主である前俊守氏(以下「前氏」といいます。)の招集に係る当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において選任された7名の新取締役候補者を意味します。なお、当社は2026年5月12日付「臨時株主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ」等でお知らせしましたとおり、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議は法令および定款に違反し、不存在・無効または取り消されるべきものであると考えており、仮処分手続においては、そのような主張をしておりました。

東京地方裁判所が説示した本決定の理由の概要は以下のとおりです。

- (1) 本臨時株主総会における当社取締役の解任決議について、決議に出席した株主の議決権数の割合は、定足数である過半数に満たないから、本臨時株主総会時の取締役7名の解任決議には、決議の方法の法令違反という取消事由(会社法第831条1項1号)があり、同違反は、定足数という決議を行うための前提を欠くとい

う重大な違反であること

- (2) 上記(1)のとおり、本臨時株主総会時の取締役7名の解任決議は取り消されるべきであり、当該取締役7名は、なお当社の取締役としての地位を有するものというべきであること
- (3) 当社の取締役の定員は7名であるから、これを超えて当社の取締役を選任する本臨時株主総会における前氏提案取締役候補者の選任決議には、決議の内容の定款違反という取消事由(会社法第831条1項2号)があると認められること

本決定は、仮処分という暫定的なものでありますが、前氏提案取締役候補者の異議を認めず、一定の裁判所の判断が示されたものと認識しております。

今後は、訴訟手続において、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が法令および定款に違反し、不存在・無効または取り消されるべきものであることについて、裁判所による最終的な判断を求める方針です。

当社は、引き続き、法令および定款等に基づき、企業価値の向上および株主の共同利益の実現のため、適正な職務執行をしてまいります。

株主の皆様には、ご心配とご不便をおかけしており、誠に申し訳ございませんが、何卒ご支援の程、お願い申し上げます。

なお、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかに適時開示いたします。

以上